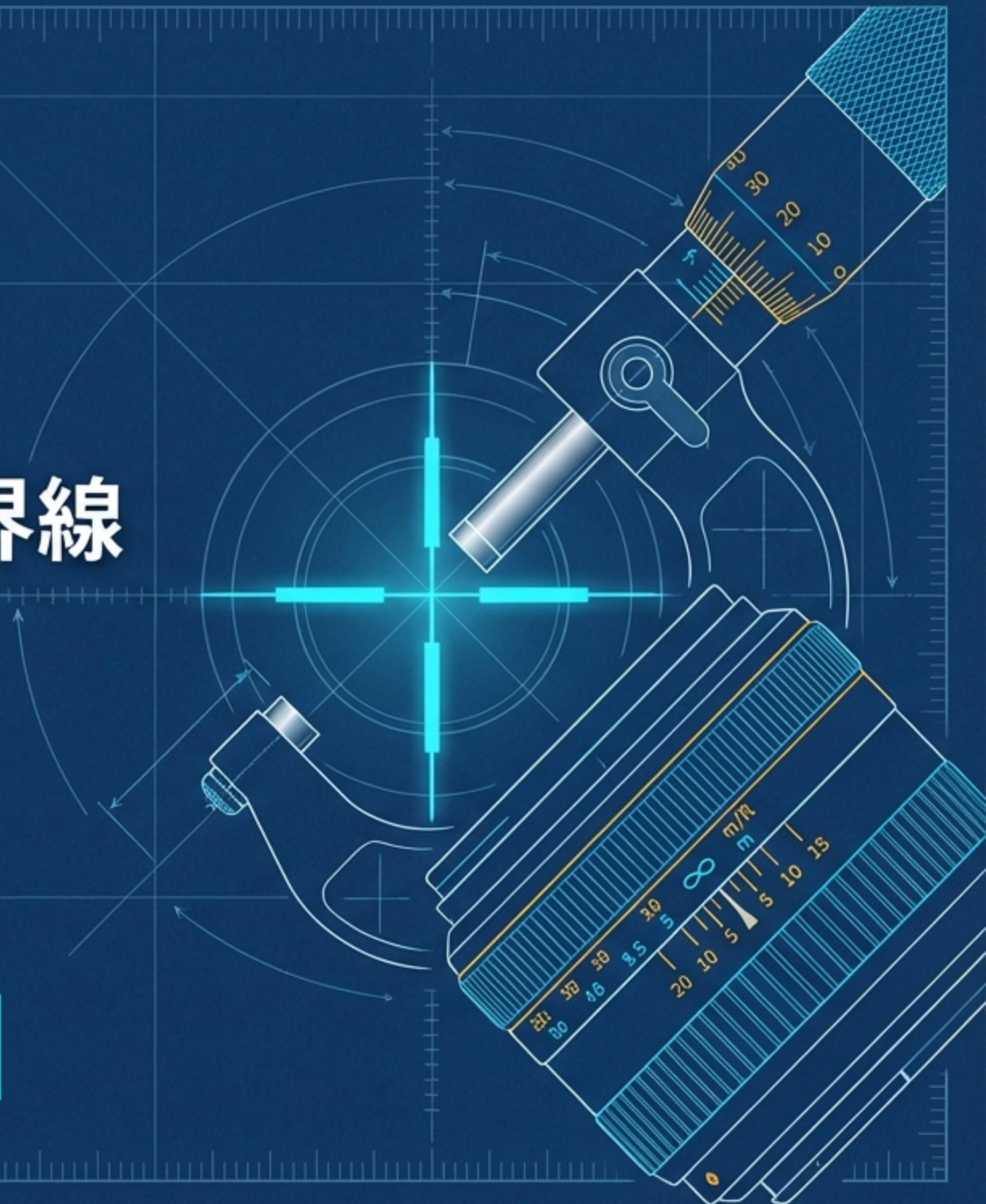


測定方法と明確性要件の境界線

5つの知財高裁裁判例から読み解く、
数値限定発明の実務戦略と「解像度」

弁理士・知財部・審査官向け 実践的フレームワーク



パラメータの曖昧さは、特許の境界線を消失させる

数値限定発明において、数値の「測定方法」は特許の境界線そのものです。標準的な測定方法が不在、あるいは複数存在する場合、第三者に「不測の不利益」をもたらすとして、特許法第36条6項2号（明確性要件）違反の致命傷となります。



5つの知財高裁裁判例：明確性の分水嶺

事件名	対象パラメータ	判決	決定打となった要因
事例① & ②： 防眩フィルム	輝度分布の標準偏差 (Fナンバー・撮影距離)	✓ 明確	当業者の技術常識（コントラストピークの設定等）による合理的な条件設定が推認された。
事例④： 塩ビ系タイル	鉛筆硬度 (10H相当以上)	✓ 明確	ばらつきは大きいですが、現場で広く用いられる指標として技術的意義が認められた。
事例③： 防眩フィルム	内部ヘイズ値	✗ 不明確	測定器（HR-100）の指定はあるが、内部ヘイズの具体的抽出方法が不明確で一義的に定まらない。
事例⑤：インキ	平均粒子径 (0.5～2.0 μ m)	✗ 不明確	レーザ回折、遠心沈降など複数手法が存在し結果が大きく異なるのに、明細書に定義がない。

【明確〇の解剖学】 当業者の「合理的な調整」は保護される

裁判所は当業者を「合理的な主体」とみなします（事例①・②・④）。



最適化の推認

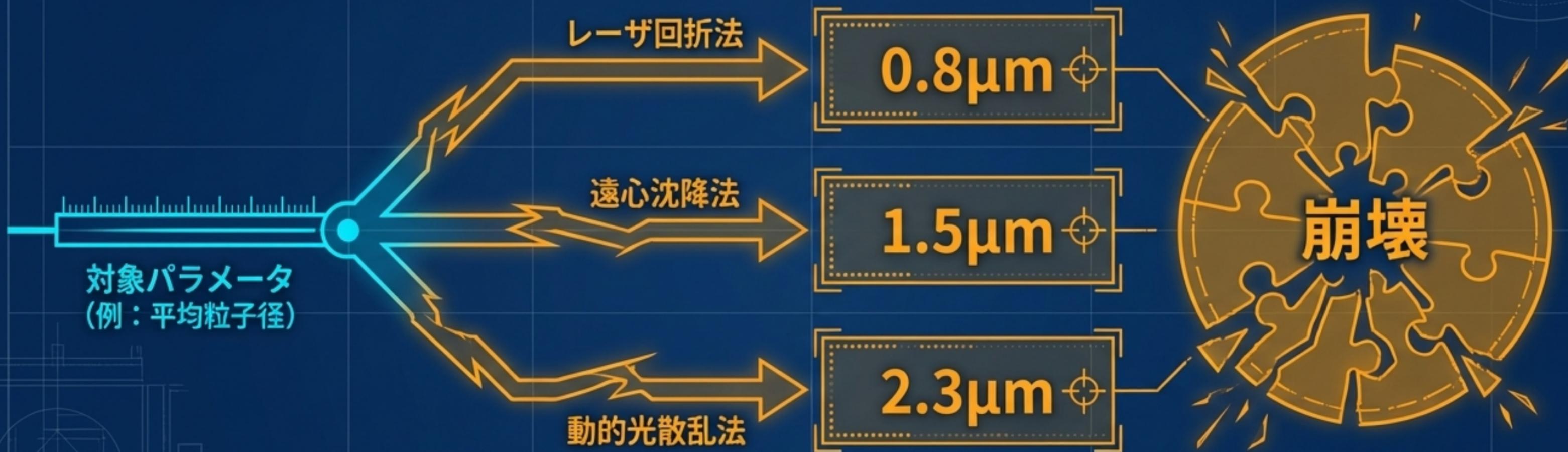
レンズのFナンバー設定のように、「最もコントラストが高くなる条件を探す」ことが技術常識であれば、条件が自ずと定まるとみなされます。

業界慣行の尊重

鉛筆硬度のように、試験自体に多少のばらつきがあっても、業界で広く実用的な指標（目安）として定着していれば明確性は担保されます。

【明確×の解剖学】 「手法の乱立」 がもたらす境界線の崩壊

パラメータに対する測定アプローチが複数存在し、結果が相違するにもかかわらず指針がない場合、発明は死にます（事例③・⑤）。



定義の不在



平均粒子径のように手法で結果が根本的に変わる場合、明細書での一義的な定義が必須です。

ブラックボックス化



測定器の型番 (HR-100等) を記載しても、全ヘイズから「内部ヘイズ」をどう分離算出するかの手順がなければ救済されません。

論点1：内部防衛（明細書の記載戦略）

明確性違反を回避するための明細書チェックリスト。

JIS
Standard

Custom
Method

✓ 標準規格の明記

JIS等を使用する場合は規格名とバージョンを特定。
複数手法が含まれる規格なら「どの手法か」まで記載。

✓ 独自手法の詳述

カスタム装置や特殊パラメータの場合、
定義、算出方法、サンプルの前処理、
測定環境を網羅する。

Device Model

Environment

Pre-treatment

✓ 技術的意義の記述

なぜその数値範囲が課題解決に寄与するのか（メカニズム）。
これが記載されていれば、逆算して「あるべき測定条件」
が推認されやすくなる。

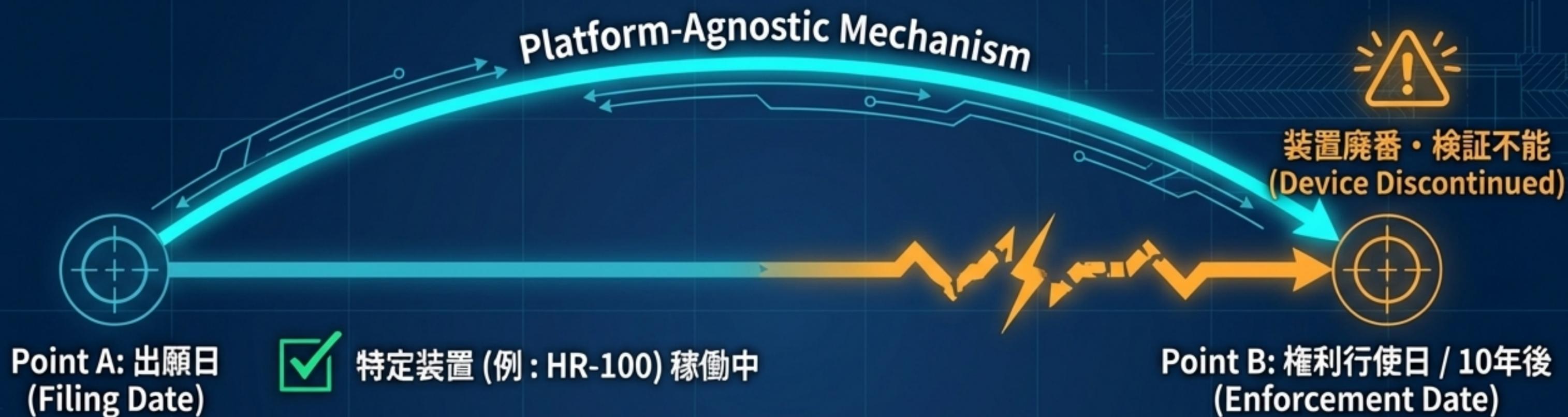
数値限定発明明ににおける「詳細 vs 範囲」のジレンマ

測定方法を詳細に書きすぎると権利範囲が狭まり (充足論での非侵害リスク)、
書かないと特許が無効化されます。



サンプルの取得手順など「結果がばらつかないと確信できる要素」は一般化・省略しつつ、
測定原理や結果を左右する中核条件は厳密に定義するバランスが求められます。

装置の「廃番リスク」をどう未来回避するか？



【Problem】

明確性要件の判断基準時は「出願時」ですが、侵害訴訟の段階で測定装置が廃番になっていると、相手方が検証できず公平性の問題が生じます。

【Solution】

特定の「型番」への依存から脱却する。型番が変わっても検証可能となるよう、その装置が準拠している「規格」や「測定原理・アルゴリズム」を併記し、未来の代替機種でも再現できる書き方を徹底する。

論点2: 外部防衛 (技術常識という見えない盾)

明細書に全ての測定条件が書かれていなくとも、出願時の「技術常識」という巨大なバックグラウンドがクレームを補完します。



物理法則による不可避の変形や、業界で暗黙の了解となっている誤差許容範囲 (例: 厚さ測定の $\pm 0.01\text{mm}$) は、明記せずとも当業者の解釈として考慮されます。

技術常識を証明する「証拠のポートフォリオ」

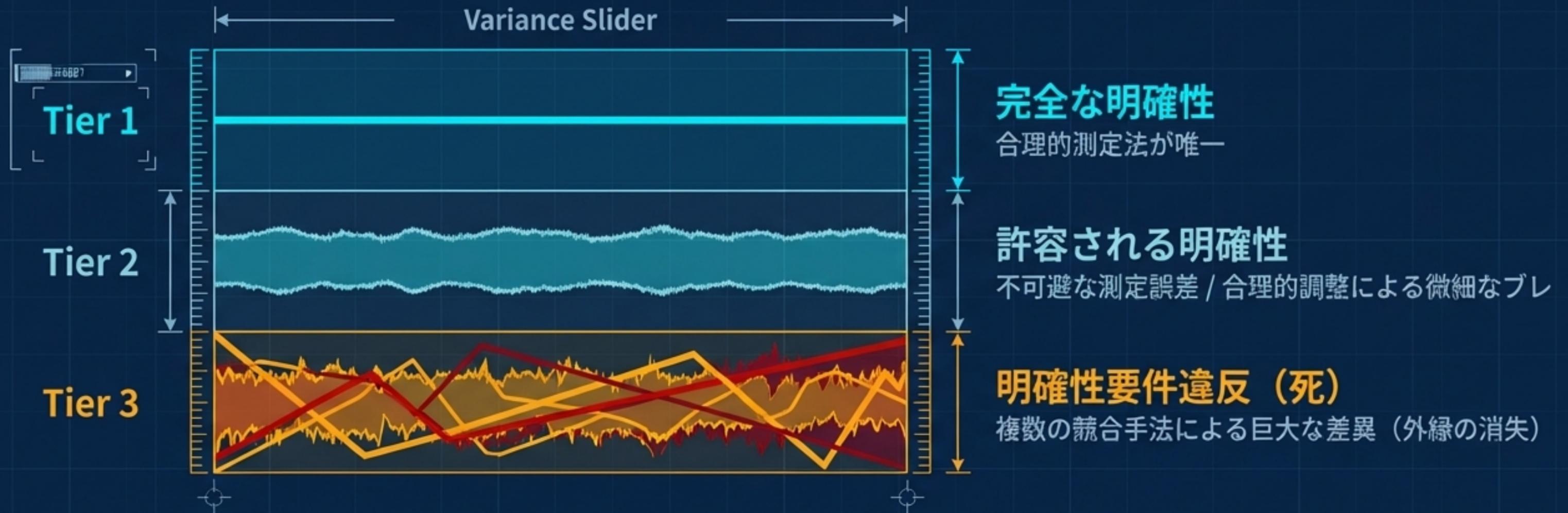
出願日
(Filing Date)

<p>High Weight (直接証拠)</p> <ul style="list-style-type: none">測定装置のマニュアルJIS等の標準規格文書	
<p>Medium Weight (補強証拠)</p> <ul style="list-style-type: none">技術論文、公開特許公報業界団体のガイドライン専門家の意見書 (根拠文献必須)	

証拠は原則として「出願前」に公表されたものに限る。事後的に実施した実験結果は、明細書に元々ある程度の指針が記載されている場合にのみ、補強として機能し得る。

論点3: 法律が許容する「ばらつき」の限界

測定値が完全に一致することは稀です。裁判所は「どの種類のブレか」を厳格に区別します。



「不可避的な測定誤差」や「同手法内での微細な変動」のみをもって直ちに不明確とはされません。しかし、「手法の相違」によって対象物が権利範囲に入ったり入らなかったりする場合は、アウトとなります。

充足論と特許要件の「交差点（ジレンマ）」



侵害訴訟において、被疑侵害者側が「どの手法でも数値範囲を満たさない限り侵害ではない」と主張(充足論の防御)する一方、それが極まると「測定手法が定まらず外縁が不明」として明確性要件違反(無効)のブーメランとなります。

測定方法の欠陥は単独では現れず、サポート要件や実施可能要件の欠如と連動して特許網を崩壊させます。

実務家のための4ステップ・フレームワーク



Step 1: 定義と標準化

標準規格（JIS等）か独自手法かを見極め、複数手法が存在するパラメータ（粒径など）は必ず一義的な定義を明記する。



Step 2: 技術的意義の言語化

なぜその数値範囲なのか、メカニズムを記述する。これが後に「合理的な測定条件」を推認させる命綱となる。



Step 3: 出願前証拠の確保

装置マニュアルや業界慣行を示す文献を「出願前」のタイムスタンプで確保しておく。



Step 4: 廃番・未来予測

特定型番への依存を避け、測定原理や代替可能なプラットフォーム要件を併記し、10年後の訴訟に備える。

第三者を守ることで、特許は守られる



数値限定発明の強さは、その数値を導き出す「測定方法の堅牢性」に完全に依存します。

特許法の根底にあるのは「第三者への不測の不利益」を防ぐこと。監視負担を減らし、クリアな境界線を提示する明細書こそが、結果として最も強力な独占排他権を生み出します。